

原発事故時の避難計画と老朽原発に関し、滋賀県に申し入れ（4月7日）

「老朽原発高浜1・2号の再稼働には反対です」(滋賀県)

4月7日、原発避難計画と老朽炉高浜1・2号、美浜3号に関し、滋賀県に申し入れを行いました。滋賀県をはじめ京都府、大阪府から市民9名が参加しました。防災危機管理局副主幹の福島森氏と奈須野哲氏の2名が対応。朝10時15分より滋賀県危機管理センターにて、冒頭に質問・要望書^{※1}を提出し、1時間20分ほどやりとりしました。

❖ 「滋賀県を通る避難『代替ルート』については、国に説明会を求める」

福井県嶺南4市町の住民の避難ルートとして新たに設定された、滋賀県の琵琶湖西岸を通る「代替ルート」（国道303号→161号）^{※2}は、滋賀県高島市民の避難ルートと重なっています。このことについて「滋賀県として非常に重要視しています。どうすれば住民が被ばくせずに安全に避難できるか、訓練して避難計画の実効性を確認し、道路の問題等、一つ一つつぶしていこうと考えています」と回答。

私たちは「4.6万名もの福井県民と3万名もの高島市民が同じルートで避難することは、訓練以前の問題であり、計画として成り立たないのではないですか」と尋ねました。県は「意見としてはよく分かるが、県としては、県で行ったシミュレーションの結果、敦賀、美浜、大飯原発の事故では滋賀県民（高島市民）の避難が必要になると想定する一方、高浜原発事故の際の滋賀県民（高島市民）の避難は想定していません。福島原発事故の検証が中途半端なことは問題だと思っており、検証の結果もっとひどい汚染が起こりうるの結果が出れば考え直すが、今のところ根拠もなく心配だけで避難計画は作れません。もし高浜原発事故で放射能が飛んできたら、美浜等の事故の避難計画や訓練でつけた『基礎体力』を応用し、計画無しで、事故が起きてから対応します」などと答えました。

「高浜原発事故での避難を想定外とすることについて、高島市民の同意は得ているのですか」と問うと、「5年前から高島市と話を進めてきました。高島市を通る『代替ルート』についても、高島市は国の防災会議の資料について承知しています」と回答。

これに対し、高島市から参加された方が、高島市の市民への対応のひどさ、防災計画の実情等について以下のように具体的に訴えました。

高島市は、市民が避難する際にどのくらいの福井県民や観光客と重なり合うのか数字を全く出していない。国道303号、特に161号は、代替ルートもなく行楽シーズンは非常に混在するが、交通量調査もしていません。冬は少し雪が降っただけで不通になります。このような中、限界集落となっている朽木地区などの人々をどう避難させるのでしょうか。

福井県民の「代替ルート」については市議も知りません。市の誰が了解したのですか。



^{※1} 原発事故時の避難計画と老朽原発に関する質問・要望書（2016年4月7日）

http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/sigapref_q_yobo160407.pdf

^{※2} 原発事故時の避難計画と老朽原発に関する質問・要望書（2016年4月7日）の資料1,3参照

http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/sigapref_siryu160407.pdf

市は、事故時にはいったん自宅に退避するように言うが、被ばく線量はコンクリートの建物内に居ることを想定して出しています。しかし、一方で市は木造建築を推奨しているのに、屋内退避で安全は確保できるのでしょうか。少なくともシェルターを作るよう訴えても、市は「そのような話をしている」と答えるにとどまっています。県は「基礎体力をつける」と言ったが、この5年間何一つできておらず、「基礎体力」など全くついていません。



昨年12月、高浜原発から43km圏の朽木地区の若い人たちが説明会を求めて請願を出したが否決されました。その時に市長は、市が責任を持つので市民への説明は不要と述べ、議員だけに説明しました。

高島市から参加された方は、このように、高島市が防災計画を進めておらず、市民にまともに説明もしない実情を厳しく批判し、県に対して、県が市を指導すること、県主催で説明会を早急に開くことを求めました。

県は「原発についての説明責任を負っているのは国です。国は再稼働にあたっては地域の理解を得ると言うが、少なくとも滋賀県内の地域の理解は広がっていません。だから再稼働は容認できる環境に無い。説明すべきは国であり、県や市に説明させるのはおかしい」と述べました。これに対し、私たちが「説明者として国を呼ばよ」と言うのと「それは分かります。いつか行わなければなりません。検討します。だが、『高浜地域の緊急時対応』では滋賀県は30km圏をかすっているだけで、滋賀県民は避難しない想定になっているので、住民に説明するよう国に求めても逃げられるでしょう。大飯・美浜・敦賀原発の計画を作る際には滋賀県民の避難も問題になるのでその時には求めたい。毎年行っている政府への政策提案や関西広域連合等の場で、説明会等を行うよう要望していきます」とタイミングを見て求めていくという姿勢でした。私たちは、国と関係自治体による協議会で滋賀県を通る「代替ルート」が設定され、それを2月に福井県が県の避難計画に入れた今こそそのタイミングであり、滋賀県にある道路を使う以上滋賀県に関係する話であり、早急に国に説明会を求めるように訴えました。

❖ 「高島市民のスクリーニング場所は手狭なので増やす必要がある」

福井県民が「代替ルート」を使う時のスクリーニング場所は、「現在検討中と聞いています。滋賀県としては、高浜原発30km圏外の『若狭町役場上中庁舎』と『道の駅若狭熊川宿』の福井県内の2箇所を使用するものと認識しています」と回答。

高島市民が避難する際の高島市内のスクリーニング場所2箇所については「これで大丈夫なのかとの懸念はあります。場所を増やす必要があると思っており、高島市にお願いしています。昨年行った長浜市の原子力防災訓練でも長浜ドーム（長浜市民のスクリーニング場所）を使ってみて狭いと思いました」と不十分だと認識しながらも、一向に場所を増やす目途が立っていないようでした。

私たちは「福井県内2箇所のスクリーニング場所だけでは足りず、福井県民が高島市のスクリーニング場所を使う可能性もあるのではないのでしょうか。また、除染の基準値が高いので、福井県民が避難する際に道路沿いに滋賀県が汚染される可能性があり、道路の提供だけでは済まないのではないのでしょうか。このようなことから滋賀県民への説明会が必要です」と強調しました。

❖ 「SPEEDI等予測的手法の活用については国として統一見解を出すべき」

SPEEDIに関して県はまず「滋賀県として言いたいことはいろいろあるが、規制庁が使用しない方針を出し、撤去せよというような指示が来て、滋賀県に設備していた機材を撤去しました」と述べました（昨年12月に撤去の指示があり、1月に撤去（4月25日、防災危機管理局に

確認))。

予測的手法の必要性については「県としてはSPEEDIに特化するつもりはないが、予測的手法は必要です。放射性物質拡散予測は適切な避難等に向けたモニタリング計画を作る際に有効です。県の人的資源も機器も有限なので、モニタリングする場所をどこにすれば適切に現在の放射能の拡散状況を把握できるかという情報が必要です。従って、SPEEDIに限らず、予測的手法の活用に向け機器の整備・維持を今後進めると計画に定めています。国に対しても、国の責任で予測計算を行うこと、その結果をしっかりと提供すること、それを行わないのであれば、滋賀県が整備する機器への支援をすることを要望しています」と明確に回答。

では、3月11日の「関係閣僚会議決定」を受けてSPEEDIを戻すことを求めないのですかと聞くと「一度撤去したものを戻すのは難しいと思うが、規制庁と内閣府の判断が分かれていますので、滋賀県だけでなく自治体は非常に混乱しています。すみやかに国として考え方を統一してほしい」と強調し、国の対応に不満を示していました。

他方で、「予測的手法は、避難・屋内退避の判断には使わず、モニタリングに使います」と述べました。「モニタリングは避難の判断をするために行うのではないですか」と聞くと「予測的手法の結果を見て、私たちが実際に測定に行って、それを踏まえた上で避難を判断することになるでしょう」と答え、直接には避難の判断には使わないと中途半端な回答でした。

❖ 「老朽原発はさらに危険なため再稼働には反対」

老朽炉・高浜1・2号と美浜3号については「実効性ある多重防護体制が構築されていません。使用済燃料の処理が未整備で、根本的な解決策の展望が見られません。このような状況では再稼働を容認できる環境にないと国と関電に言っています。特に高浜1・2号と美浜3号については老朽化しており、老朽化すれば危険性が高まります。このため安全性の審査はより慎重且つ厳格に行う必要があります」と回答。

私たちは、通常の手続きでは寿命延長認可期限に間に合わないため、国が必要な試験・評価を先送りにしようとしている問題等を指摘し、さらに一步踏み込んで、明確に老朽原発の廃炉を要求してほしいと求めました。県は「どのような表現ができるかは難しい・・・」と口ごもりましたが、「老朽原発はさらに危険なので再稼働には反対との姿勢ですね」と問うと「それは間違いありません」とはっきり述べました。

❖ 「スクリーニング結果の数値の記録はする」

最後に、スクリーニングの際のカウント数は個人の測定記録票に記録するのか聞いたところ「数値を記録するというのが滋賀県の考え方です」と答えました。しかし一方で、「記録するのがよいのかどうか考えています。静岡県等は基準値を超えたか否かのみで数値は記録しません。記録したら数字が一人歩きしてしまいます。高い数値が出ても洗うなどして落とせます」などと述べました。私たちは、どれだけの数値であったか本人が知り、後々のフォローを行う上においても必要であること等を説明し、必ず数値を記録することを求めました。また、現在の除染基準4万cpm^{※3}が高すぎるので、基準値を下げるよう国に求めるべきだと話しましたが、これについては答えませんでした。

2016年4月25日 避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同

^{※3} cpm (count per minute) は1分間の放射線カウント数。40,000cpmは表面汚染密度で約120Bq/cm²相当。放射線管理区域の外に物を持ち出す基準の30倍。小児の甲状腺被ばく量で300mSvに相当。IAEAの安定ヨウ素剤服用基準50mSvの6倍。WHOの妊婦・子どもの安定ヨウ素剤服用基準10mSvの30倍。

[参考：汚染検査(スクリーニング)の基準は高すぎる]

http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/screening_kijunti20140425.pdf